

昌子の広場

会報12報

02.07発行

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘2-13-10

Tel(Fax) 0725-54-2626

Email masakokob@yahoo.co.jp

<http://www.geocities.co.jp/NatureLand/7809/>

ホームページもご覧下さい

yahooの小林昌子で検索出来ます。

目次

- | | |
|-----------------------|------|
| ・榎尾川ダム見直しの最後のチャンス | P1 |
| ・6月議会一般質問(要旨) | P2-3 |
| ・有事法制に反対 | P4 |
| ・環境自治体会議に出席,秋田県鷹巣行政視察 | P5 |
| ・上手に使おう介護保険 | P6-7 |
| ・昌子の広場 | P8 |



榎尾川ダム見直しの最後のチャンス 市民の皆様見直しの意思表示を

現在榎尾川ダムは取付道路の建設に向けて動き始めています。

私は今までこのダムの不当性について訴え続けていますが、未だその願いは実現していません。

一度決めた公共工事を撤回させることは極めて困難な事は過去の歴史が示すところです。

しかしながら世の中は次第に変わりつつあります。

公共工事に懐疑的な首長の誕生で、問題が指摘されている公共工事の見直しが少しずつ動き出しています。

更に環境問題への意識の高まり、財政の危機的状況からの公共工事の見直しなど、ダム見直しには追い風となっています。

この榎尾川ダムは国と大阪府の事業であることから、和泉市民はわが事でないような感覚を持たれているようなところがありますが、国と地方を合わせて700兆円にもものぼる債務から、一部格付け機関が2段階にわたって国債の格付けを引き下げ、先進国ではかつてない厳しい評価が下されています。政府や財界はこの評価の不当性を主張していますが、まずは異常な借金構造から抜け出す構造改革が何をいっても行われなければなりません。

大阪府も今回銀行税の一年繰り越しもあって、財政再建団体への転落への危機が確実に増してきております。

このような厳しい財政の中で、不要不急のダムの建設を何故続けようとするのでしょうか？

このようなときに大きな朗報が届きました。

和歌山県の紀伊丹生川ダム中止へ

和歌山県の紀伊丹生川ダムの建設中止が決まりました。

中止の理由は

このダムは利水と治水の目的で計画されたが、大阪府および和歌山県の必要水量の減少により、利水のニーズが小さくなったため計画を見直すということとなります。厳しい財政事情が背景にあるのはいうまでもありません。

そして治水の方策は別途検討するというものです。

治水の方法はダム以外にもいくらでもあるのです。榎尾川ダムについても治水の代替案がもっと真剣に検討されるべきです



6月議会一般質問(要旨)

5月に環境自治体会議に出席してきました。それらをひまえ本市での環境問題についてお聞きします。

<質問>電気式生ゴミ処理機モニター制度の評価と今後の展開について

<答弁>平成13年2月から9月までモニターを実施した。60名中平均40名の回答で、14年2月に追加調査を行い18名の回答があった。府内で実施している自治体の例やモニターの意見を参考にもう少し時間をかけて検討していきたい。

<質問>3種5分別のモデル地区に配布されている透明袋は必要としない所帯もある。税金をもっと有効に使ってほしいとの声があるが・・・又経費はどのぐらいかかっているか

<答弁>新分別収集を開始して2年が経過し、透明袋の使用が定着してきた。収集袋の配布は今年度限りとする方向で検討。来年度以降に収集袋が余っているときは使用しても可とする。尚経費は1袋4円80銭。配布はシルバー人材センターへ委託で総額788.3千円です。

<質問>現在市が配布しているゴキブリ駆除剤の成分は有機燐系のトリクロロホンである。疑わしい化学物質は使用せずの観点にたち、見直しの考えや配布についても再検討すべきではないか。

<答弁>指摘もあるので有機燐系以外の代替品や配布方法についても検討していく。

<質問>シックスクールの対応は

<答弁>平成13年度より改修改造時には建材等空気汚染の少ないようにしている。それ以前のものについては空気検査を行いたいと考えている。パラジクロロベンゼン含有の防臭防虫剤については動物実験によるガン原性が確認されたことから平成9年12月に学校、園に指示している。プールの腰洗い槽の使用にあたっては個人の考えを重視し、シャワーによる洗浄も可能である。どちらを選択してもいいと保護者には伝えている。

<質問>「ビル衛生管理法」に基づく防除で、化学物質排除という観点に立って考えられないか

<答弁>駆除することは勿論だが予防も大事である。法的に義務付けがあるので散布量、場所を必要最小限にとどめ実施していく。

<質問>PCBの保管状況、管理体制は

<答弁>保管事業所26、市役所関係3ヶ所(市役所、市立病院、教育委員会)、市関係については有資格者が管理責任者となっている。

<要望>近年僅かの化学物質でアレルギーを起こす化学物質過敏症やシックハウス症候群など深刻な問題となっている。化学物質に対する国際的な原

則は「予防」である。疑わしい化学物質は使用しないという原則にたち環境にやさしい自治体を目指すべきである。

*ペットとの共生について

<質問>犬の糞の始末、しつけ教育、不妊手術助成は？又猫対策は？

<答弁>トイレかゴミどちらでも良い。ただし猫の糞は酸性が強いので浄化槽には不向き。しつけ教育は年内に一度ぐらいの方向で取り組みたい。不妊手術助成は府内5市1町で実施している。今後関係機関を交え研究課題としたい。

<要望>迷い子犬をネットで探すことができる名古屋市の保健所、磯子区の猫の飼育ガイドライン、各地で実施されているポイステ禁止条例や糞害防止条例などが必要なときにきているのではないか。平成14年5月に成立した「障害者補助犬法」を契機にペットとの共生がスムーズに行える町となるように要望する。

*タバコ対策の推進について

<質問>「健康大阪21」では病院、診療所は2005年度には禁煙、完全分煙の完全達成となっているが取り組みは？又2010年度となっている市庁舎や公共施設とりわけスポーツ関連施設での取り組みは？又小中学校における禁煙教育は？

<答弁>市病院；平成11年8月より談話室での喫煙も禁止した。職員に対しては平成14年12月には完全分煙の予定である。増築予定の部分は完全分煙。

市庁舎；平成10年より分煙を実施してきた。今後は分煙への周知徹底、喫煙室の整備や確保を含めて検討していく。尚空気清浄器は14台、維持費は1台につき約5万円。

教育委員会；小中学校30校中29校が分煙措置を実施しているが、残りの1校も近じかそうする。「煙草の害に関する授業」は全ての小中学校で実施。1校は4年から1校は1年から他は5、6年から取り組んでいる。

スポーツ施設；体育館はロビーにて喫煙している。早い時期に禁煙もしくは完全分煙に向けて努力していく。

<要望>毎年5月31日はWHOが定める世界禁煙デー。世界禁煙デーはたばこを吸わない事が一般的な社会習慣となるよう、加盟各国で様々な対策を行うために昭和63年(1988年)に設けられ、今回の標語は「たばこスポーツは無縁(無煙)です。きれいにやろ」でした。

一方厚生労働省のホームページには分煙効果をより高め、かつその効果を評価するためには空気清浄機を過信することなく、受動喫煙防止には適切な換気が必須であるとされており、和泉市でもこのことを参考にたばこ

対策を進めてもらいたい。

*榎尾川ダム

数点の質問を担当者に通告したところ、質問の内容にかかわる資料が公文書でないとの理由で拒否されました。その後当方の調査で公文書であることが判明するなど、当局の対応には大きな疑問を感じざるを得ませんでした。

<質問>計画の根拠となった数字を示して欲しい。

又効果は以下で間違い無いか

- ①榎尾川全川に亘って効果を発揮する
- ②特に上流部に対しては大きな治水効果を生む
- ③早期に治水安全の向上となる
- ④榎尾川ダムの治水効果が他の場所に比べて一番大きい。

<答弁>100年に一度の86.9mmに対応するための河川改修とダムの2つの事業を根本にして洪水を防ぐ。未改修3箇所、50mm対応の改修をしていく。板原治水基準点現況580トン进行計画。

<再質問>板原基準点においては基本高水流量を710T/sを750T/sにしたのはあまりにも大きな切り上げだという質問に対して、300トンから1000トンは50トン単位で丸めると回答したが、丸める根拠を示して欲しい。又大川橋に100年確率降雨強度86.9mm/hの雨が降った時の流量は。

<答弁>導入されている数式への疑問点は府の考え方が出ている点については誠意を持って対応していきたい。新たな疑問点等は府の担当者へ伝えた結果を報告するしかない。市独自の判断は申し上げることも出来ない。更に資料の解明については急な対応は困難。

大川橋の件は400トンの出水がある。現況250トンにダムのカット分50トンがあるので100トンは未対応となる。

<質問>従来平成12年9月、13年3月議会では大川橋は50トン未対応との答弁である。

いつから100トン未対応の計画になったのか

<回答>大阪府と調整して回答する

<再々質問>特に上流部に対して効果があるといいながら、ダム直下の大川橋で100トンも未対応となる。この事を地元は十分認識しているのか。平成11年7月に出されたダム推進要望書には「河川改修は下流から進められているためこのままでは横山地域の治水対策は何十年もまたされることとなります。そこで現在和泉市横山地区榎尾川町において計画されている榎尾川ダムの建設は和泉市民とりわけ横山地域の住民の生命と財産を守るために不可欠であると認識しております」とあります。100年確率の雨が降ったとき大川橋で100トンも未対応なのはどうして横山地区の住民の生命、財産を守れるのか教えて欲しい。

<答弁>なし

<要望>全てはダムありきでの論理の構築であり、その結果としていろんな矛盾が出てきています。このことはこのダム計画をもう一度再検討する必要を示唆しているものと考えます。

ダムのような巨大な構造物は一度作ってしまうと元には戻せません。

先般の再評価委員会でも事業継続の前提として”新河川法に基づき大津川水系全体の治水対策におけるダムの効果、役割について更に明確にすること”の条件が付いています。

将来にわたってこのダムの有効性を担保する自信と責任が当局にはあるのでしょうか。

私には疑問に思えます。

このようなときに紀伊丹生川ダムの中止が正式に決まりました。御高承のように本ダムは治水と利水を兼ねたダムであり、今般の大阪府及び和歌山県の水需要の見直しによってそんなに水が必要なくなりダムを作っても採算に合わないというのが中止の理由です。

お金の計算が治水に優先したといえるのではないのでしょうか。

治水のニーズは変わりませんからダムに代わる治水対策が新たに計画されなければなりません。ダムが治水に絶対に必要なものではないことがこれで分かります。

榎尾川ダム計画についても総合治水の考え方から他の代替案も含め再度ご検討頂きますようお願い致します。

議会情報

・自治体合併研究会がスタート

高石市、泉大津市、忠岡町と標記研究会設立の補正予算が提案され可決されました。

これは「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」（昭和40年法律第6号）により平成17年3月31日までに行われる市町村の合併について研究するもので、他自治体では既に合併協議会を設置して検討を進めているところもあり、いかにも遅ればせながらの感があります。

いずれにしても自治体合併は市民の皆様に直結する事であり、市民の皆様の声を十分に聞きながら慎重な検討が求められます。

・9月議会予定

9/24 本会議（議案審議）

9/25～30 各委員会

10/3～4 本会議一般質問

10/7 本会議（議案審議）

・市政報告会 小林昌子事務所にて

7月31日（水）10:30～12:00

8月3日（土）19:00～21:00

6月議会のホットな話題や報告を

出前市政報告会

2-3人のグループからお伺いします。ご連絡をお待ちします。

有事法制に反対

■有事法制は市民の生命・財産・権利を侵害します

政府は今国会に有事関連3法案を提出しました。1999年には、米軍がアジアで介入戦争を始めたら、自衛隊が後方支援などで参戦するガイドラインを明記した周辺事態法が、すでに作られています。戦争のために私権を制限し、措置に従わなかった住民に罰則が課せられます。

今回の有事法制は、そうした戦時体制に国民を総動員するためのものであることを、政府自身が明言しています。

憲法を
まもって



350名を超える
地方議員が賛同

平和な
アジアと世界を

■地方自治体は首相の指示により自衛隊への協力を強制されます

有事法制が発動されると、国は市民生活や地方自治体にたいして、戦争への協力を強制することができます。首相は地方自治体などの公共機関に対し、自衛隊への協力など必要な措置を講じることができ、従わない時には、首相自らが代執行で、職員に業務命令を出すことができます。

物資の輸送や補給などの米軍への兵たん支援に、医師、看護婦、輸送通信従事者、土木建築労働者などを戦争を支える要員として強制的に動員する仕組みになっています。

また、外国から侵略され国土が戦場になるかもしれないとの口実で国民の土地、家屋、財産の収用などを想定し、機密保護を理由に、言論や報道の自由が制限される危険もあります。

入港する艦船に非核証明を義務付ける条例など、独自の平和の取り組みを行っている自治体もありますが、有事においては国の言いなりになってしまいます。

■有事法制は憲法違反です

政府は「憲法の範囲内で体制整備することは政府の責任」としていますが、憲法は戦争を禁止しているだけではなく、「何人も犯罪で処罰を受ける以外は苦役に服せられない」(18条)、「財産権を侵されない」(29条)、「自由を奪われない」(31条)としており、憲法が保障する基本的人権は「侵すことの出来ない永久の権利」(11条)と明示しています。

戦争を行うことを前提とし、政府が勝手に決める「公共のため」という名目で基本的人権を制限する有事法制は、国の最高規範である憲法に違反していると言わざるをえません。

■有事法制はアメリカの世界戦略を支援する戦時立法です

現実的にみて、日本が武力攻撃を受ける事態を、政府も具体的に提示していません。むしろ世界中に敵を作り、戦争を仕掛ける在日米軍基地を守るために有事法制が発動されたり、周辺事態法による日米共同の戦争協力の中で発動される可能性の方が高いのではないのでしょうか。米軍の戦争のために市民の権利、財産を奪う憲法違反の戦時立法をつくる国など、世界のどこにもありません。

■有事法制で、むしろアジアの軍事的緊張が高まります

また、政府は「備えあれば憂いなし」とも述べていますが、最大の備えは憲法の平和主義の理念を実践にうつし、平和で平等な国際社会をつくるために努力することです。アジアでは、軍事力ではなく、話し合いで紛争を解決する平和の流れが大きくなっており、有事法制制定の口実は、まったく説得力を失っています。

■私たちは地方自治体から反対の声を挙げます

すでに多くの議会や首長が疑問や憂慮の声を上げています。秋田県東成瀬村議会、同・稲川町議会、岩手県北上市議会、東京都小金井市議会、同・国立市議会でも有事法制に反対する意見書が採択されました。

私たちは市民の暮らしとともっとも身近なところで活動する地方議員の立場から、地域から平和をつくりあげていくために、有事法制に反対します。

有事法制に反対する地方自治体議員・共同アピール より

環境自治体会議に出席しました

秋田県二井町で開かれました環境自治体会議に、富田林市市議吉年さんと河南町町議大門さんとの3名で参加してきました。

環境自治体とは自治体政策のあらゆる分野に環境への配慮を取り入れた自治体を目指し、又環境自治体会議は環境自治体を目指す自治体同士が情報交換や相互交流、研究、実践活動を進める場として創られたネットワーク組織をさします。今回が10回目で65自治体が参加しています。



会議は3日間にわたって開催され、全国からおよそ800人の参加者があり、全体会と10の分科会が催されました。

地球環境問題の解決に向けて重要な役割を担うのは、自治体であるという自覚に基づき、さらなる環境政策の推進を目指すと同時に、全国の自治体に向けて環境政策へのイニシアチブの発揮を呼びかけます。また新たな取り組みとして、地球環境問題に即した個別テーマにおける共通目標設定への可能性を探りつつ、具体的な自治体連携を築くことをめざします。



近隣自治体で環境自治体の会員は
滋賀県野洲町
滋賀県新旭町
滋賀県愛東町
京都府八木町
大阪府豊中市
大阪府池田市
大阪府枚方市
兵庫県青垣町
和歌山県本宮町
の3市6町です。
比較的小規模の自治体の参加が特徴です

秋田県鷹巣町に福祉行政視察 昨年引き続き2度目の視察

昨年に引き続き今年も鷹巣町に福祉行政の視察に行きました。今回は富田林市市議、河南町町議と3名で視察しました。

鷹巣町は日本の自治体として初めてのホームヘルパー24時間派遣や、デンマークをモデルにした全室個室の老人保健施設「ケアタウンたかのす」等で知られる福祉の町です。

高齢化率27%を超えるこの町にこの春日本で初めての高齢者安心条例が制定されました。

一言でいえば高齢者の尊厳がしっかり守られるよう町全体の介護サービスの質の向上を図るのが目的です。

具体的には「拘束」をしない。権力行使(痴呆性高齢者の気持ちか否定されたり、その行動が管理、制限されたりする心身への介入行為)が許される場合のみが掲げられそれ以外はいっさい認められないといったものです。

例えば何気なく行う利用者の手を押さえたり、手や腕をとって本人の意志に反する方向に誘導したりも認められません。

条例は町内諸施設の権力行使を記録し、報告、公表、学習するという4本柱で構成されています。

介護レベルのパロメーターとも言える床ずれを発見したときは町長に報告することが義務づけられています。

介護施設にすんでおられる高齢者の方々にのんびりした日常生活を保障するためにできた条例だそうです。




kaigo 上手に利用しよう介護保険

小林昌子事務所で地域の方々と一緒に考える介護保険の勉強会を開催しています。既に5回目を数え、熱心な参加者と共に有意義な「介護を考える勉強会」となっています。更に今後も続けますのでご関心のある方はどうぞご参加下さい。今までの勉強会の様子を報告させていただきます。

	講師	勉強会の内容
第1回(4/3)	金子稔さん	<p>講師の金子稔さんは以前お住まいの地で老人クラブ連合会の会長として、老人クラブを単なる仲良しクラブで終わらせるのではなく、地域と密着した活動を行う団体になるよう意識的に方向付けされてこられた方です。又金子さんは緑ヶ丘在住でかねてより介護保険に関する造詣が深く、介護の基礎について分かりやすく丁寧に教授頂きました。</p> <p>初日はNHKが制作した「介護保険制度」のビデオを見ながら、大切な場面では金子さんの説明が入るという形で進行していきました。</p>
第2回(5/1)		
第3回(5/15)	光明荘見学	<p>説明を受けた後施設内の見学に移りました。丁度月曜日だったので理容業のお二人がボランティアで理髪に来て下さっていました。のぞみ野でお店を開いておられる方だとか、本当に有り難うございます。</p> <p>入浴施設は車いすのまま入浴できるものや、横たわったままで入浴できる機器等とても充実していました。又丁度食事時と重なったため入居者の方の食事風景も見学させて頂きました。</p> <p>すべて手作りでこの日は色目もきれいなちらし寿司でデザートにはメロンが添えられ羨ましいぐらいの献立でした。</p> <p>しかし幸運にも入所できて4人部屋で暮らすストレスは相当なものだと伺いました。</p> <p>介護保険は在宅保護を柱にしています。3年目の見直し作業に入っている今、出来るだけ介護者に負担が少なく、介護される人にも気兼ねなく在宅介護を選択できる様な制度をみんなで作っていきたいですね。</p>



<p>第4回(5/15)</p>	<p>「愛のケア工房はるか」代表 岩井美智子さん</p>	<p>介護保険の勉強会の第4回として”愛のケア工房 はるか”の代表岩井美智子さんを囲んで、介護の現場から見た介護保険の勉強会を行いました。 岩井さんは御両親を介護した体験から「少しでもこの経験が介護で困っておられる方の役に立てたら」との思いで介護支援サービスを始められました。 当日はあいにくの雨模様にもかかわらずたくさんの方々が勉強会に参加して頂きました。岩井さんの経験と、出席者の悩みが一つになって有意義な勉強会となりました。 同じような介護支援サービスでも、昼食は買って来たパンだけというところもあれば、ヘルパーさんが手作りの昼食を作ってくださいとところもあるようで、ずいぶんと違いがあるようです。 良い介護支援センターを選ぶことの大切さを出席者の方は痛感されたようです。介護保険の見直しの時期が近づいています。介護を受けている人、介護する人それぞれの悩みや思いを見直しに生かしたいものです。</p>	
<p>第5回(6/5)</p>	<p>金子稔さん</p>	<p>要介護認定の流れや介護保険の申請について</p>	

勉強会参加者が寄せてくださった感想です。

特老ホーム光明荘見学に参加して
 風薫る新緑の美しい五月十三日、小林昌子事務所前に十時半集合、総勢十五名、見学会に参加させて頂きました。
 特別養護老人ホーム光明荘は、光明池にも比較的近く、静かな環境に、百二十名程入居されており、当ホームは会体的に明るい雰囲気清潔感が見受けられました。
 グラブ活動も盛んで、お花、俳句、園芸、書道、びだまり棟での音楽療法など、盛り沢山なスケジュールで、皆様楽しく過ごしておられる御様子、お世話されている職員、デイサービス等の方々も大変ご苦労だろうと推察致します。
 丁度、昼食時でお食事も散らし寿司、メロン等「我が家よりも良い献立やわ」の声もあり、お風呂も最新の設備・機器が購入されており、さすが設備の整ったホームでした。
 良い施設は入居まちが多い(百八十名位)とのこと、問題点の一つです。高齢化が進み、いづれ我が身も・・・と、帰路複雑な気持ちになり、色々と考えさせられました。
 「自分の健康は自分で管理する」
 各自、健康に留意され、健康で長生きする様勤めましょう。
 川北浩子

介護保険制度の勉強会に参加して
 小林昌子市会議員と御一緒に介護保険に係わる勉強会に参加させて頂きました。第一回と第二回は早くから介護問題に取り組みされていらっしゃる金子稔先生に介護の基礎的な事項について講演をして頂きました。第三回は介護施設の見学会で光明荘を訪問致しました。松田荘長のご挨拶の後、係りの方のご案内で設備や介護室を見せて頂きました。第四回は「愛のケア工房はるか」の代表取締役岩井美智子様を迎え、施設設立から今日に至るご苦労や貴重な体験を拝聴致しました。
 経験豊かな先生方や介護施設を見学させて頂きましたが、現実的にはまだまだ解決せねばならない多くの問題を含んでいる様に思われました。
 この介護保険制度は三年ごとに見直しをされるそうです。施設を利用する方や、職員の方々のご意見を取り入れやすい介護施設になってゆくことを願っています。
 高原時子

小林昌子の日記から

- | | |
|---------------------------|---|
| 5/1 介護保険講座、ウイング21友好の翼 | 会 |
| 5/3 女たちの憲法キャラバン | 5/28 光明駅会報配布、保育サポーター会議 |
| 5/6 EM会議 | 5/29 昌子の広場運営委員会、文化協会総会 |
| 5/7 和泉府中駅会報配布 | 5/30 和泉府中駅会報配布、彩生館便り打ち合わせ |
| 5/8 和泉府中駅会報配布、静岡市視察 | 6/1 信太の森、鏡池史跡公園開園、防災協会5周年記念 |
| 5/9 町田市視察 | 6/2 自治体議員勉強会 |
| 5/11 彩生館5周年フェスティバル準備、万葉講座 | 6/3 和泉中央駅会報配布 |
| 5/12 彩生館5周年フェスティバル | 6/4 小地域ネットワーク |
| 5/13 北信太駅会報配布、介護講座光明荘見学 | 6/5 和泉中央駅会報配布、介護保険講座 |
| 5/14 農業委員会 | 6/6 光明池駅会報配布、街かどデイハウスひだまりオープン、自治会館建設特別委員会 |
| 5/15 和泉中央駅会報配布、議運、介護保険講座 | 6/7 戦没者追悼式、女性管理職との懇談会 |
| 5/16-18 農業委員会懇親旅行 | 6/8 いずみ環境クラブ、ダイオキシンの夏鑑賞 |
| 5/20 和泉中央駅会報配布、鷹巣町視察 | 6/9 里道清掃 |
| 5/21 鷹巣町視察 | 6/10 信太山駅会報配布 |
| 5/22 環境自治体会議(秋田県二ツ井町) | 6/11 緑ヶ丘小学校図書館見学 |
| 5/23 環境自治体会議(秋田県二ツ井町) | 6/12 ちぎり絵講習会 |
| 5/24 環境自治体会議 | 6/13 農業委員会、自治会館規約委員会 |
| 5/25 フィールドワーク、榎尾川ダム定例会 | |
| 5/26 バックアップスクール | |
| 5/27 和泉中央駅会報配布、アイあいロビー環境部 | |

小林昌子の事務所行事

★介護保険講座

- ・7/16(水) 14～15:30 「ビオラ和泉」見学
- ・9/4(水) 10～12「訪問調査を受けるときの心得について」金子稔さん

★万葉の歌勉強会

9月から再度開講予定、開催日時は次号会報に掲載します

★折り紙教室 8/7(水) 13:30～

★ちぎり絵教室

9/11(水) 13～ 教材費は実費
「からすうり」講師西原志満子さん

★布草履を作りましょう

7/31(水) 13～ 参加費無料
素足に心地よい布草履を手作りしませんか
講師 鴨井節子さん
持ち物 ワイヤハガ、30cm物差し、古布

★ファイナンシャルプランナーに聞く

「あなたの保険は大丈夫ですか」
8/21(水) 13:30～講師 渡邊久美子氏

★ピースで遊ぼう

9/4(水) 13～ 講師嵯峨山さん
参加費無料 材料費実費

★パソコンで遊ぼう(無料) 毎週土曜日14時～

初めての方はこちらご連絡ください

まちかどデイハウス“ひだまり” が開設されました

<こんな人が利用できます>

- ・介護保険を利用していない65歳以上の方
- ・一人暮らしの方
- ・家にとじこもりがちの方
- ・高齢で身体が少し不自由の方

<利用時間と費用>

- ・月曜日から金曜日の午前10時から午後4時
- ・一日700円から1500円(昼食、おやつ代を含む)
- ・車での送迎可能(希望者1回150円)

<連絡先>和泉市内田町385-2

Tel 0725-51-2222

Fax 0725-51-2000

